

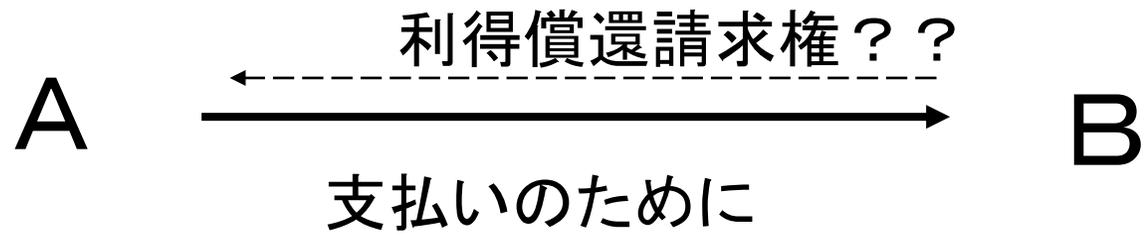
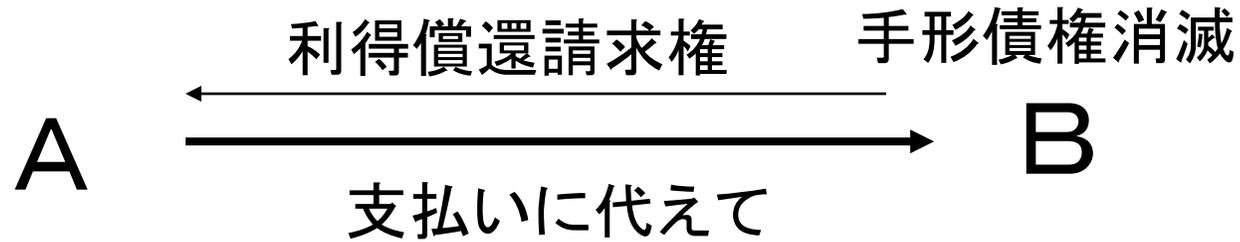
2019年度

# 商法第2部

2020年1月9日(木)



# 利得償還請求権(1)

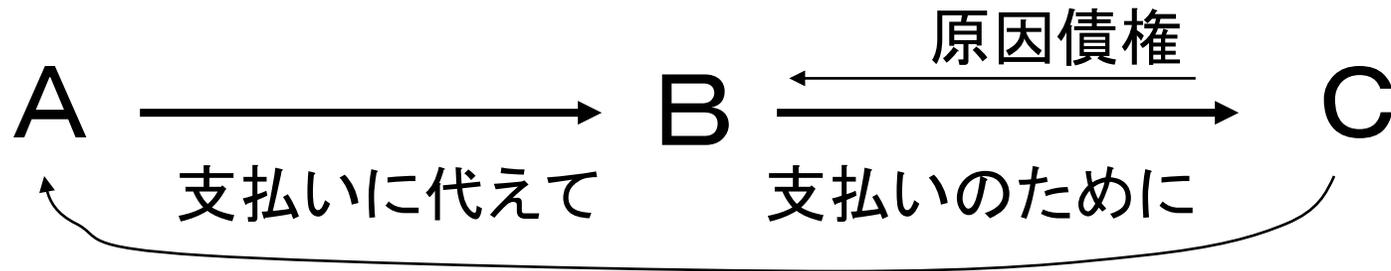


否定説の論拠

利得償還請求権の二次性

利得の不存在(Aは原因債務を依然負担)

## 利得償還請求権(2)

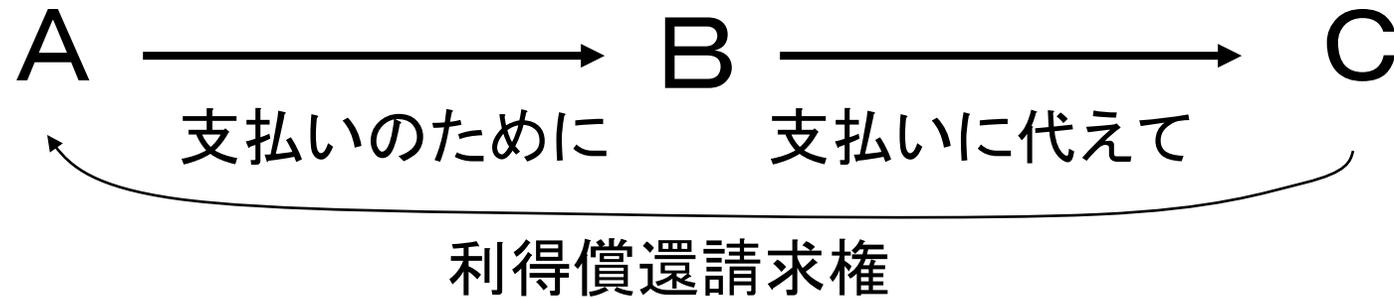


利得償還請求権

利得償還請求権は発生するか？

CはBに対する原因債権を行使できるか？

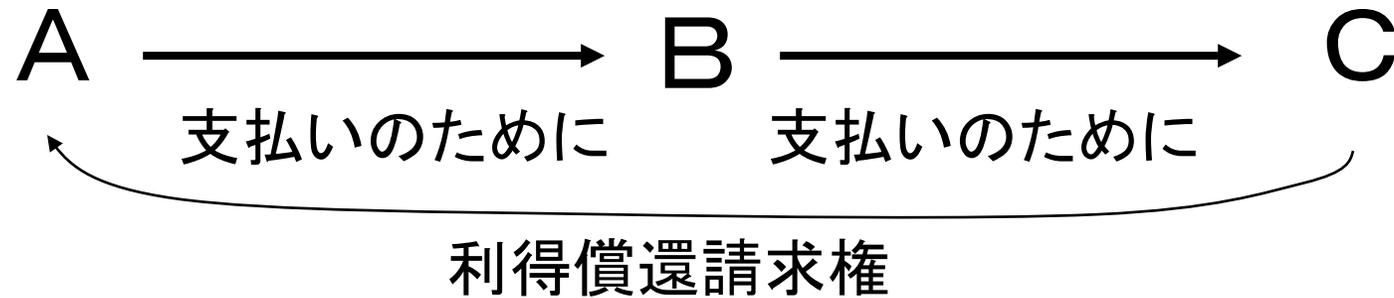
## 利得償還請求権(3)



CのAに対する利得償還請求権は発生するか？ (VI-32)

Aに利得はあるか？

# 利得償還請求権(4)



CのAに対する利得償還請求権は発生するか？

Aの利得？

# 利得償還請求権と手形の所持

利得償還請求権の取得に手形の所持が必要か？

最判昭和34・6・9民集13巻6号664頁

利得償還請求権の行使に手形を要するか？

東京地判平成6・3・10金法1402号37頁

利得償還請求権の譲渡に手形を要するか？

# 手形債務の消滅時効

## 時効の起算点

支払猶予があった場合（最判昭和55・5・30民集34巻3号521頁）

## 時効の中断

### • 手形の呈示

裁判上の請求→不要（大判明治39・6・28民録17輯71頁）

裁判外の催告→不要（最判昭和38・1・30民集17巻1号99頁）

### • 手形の所持

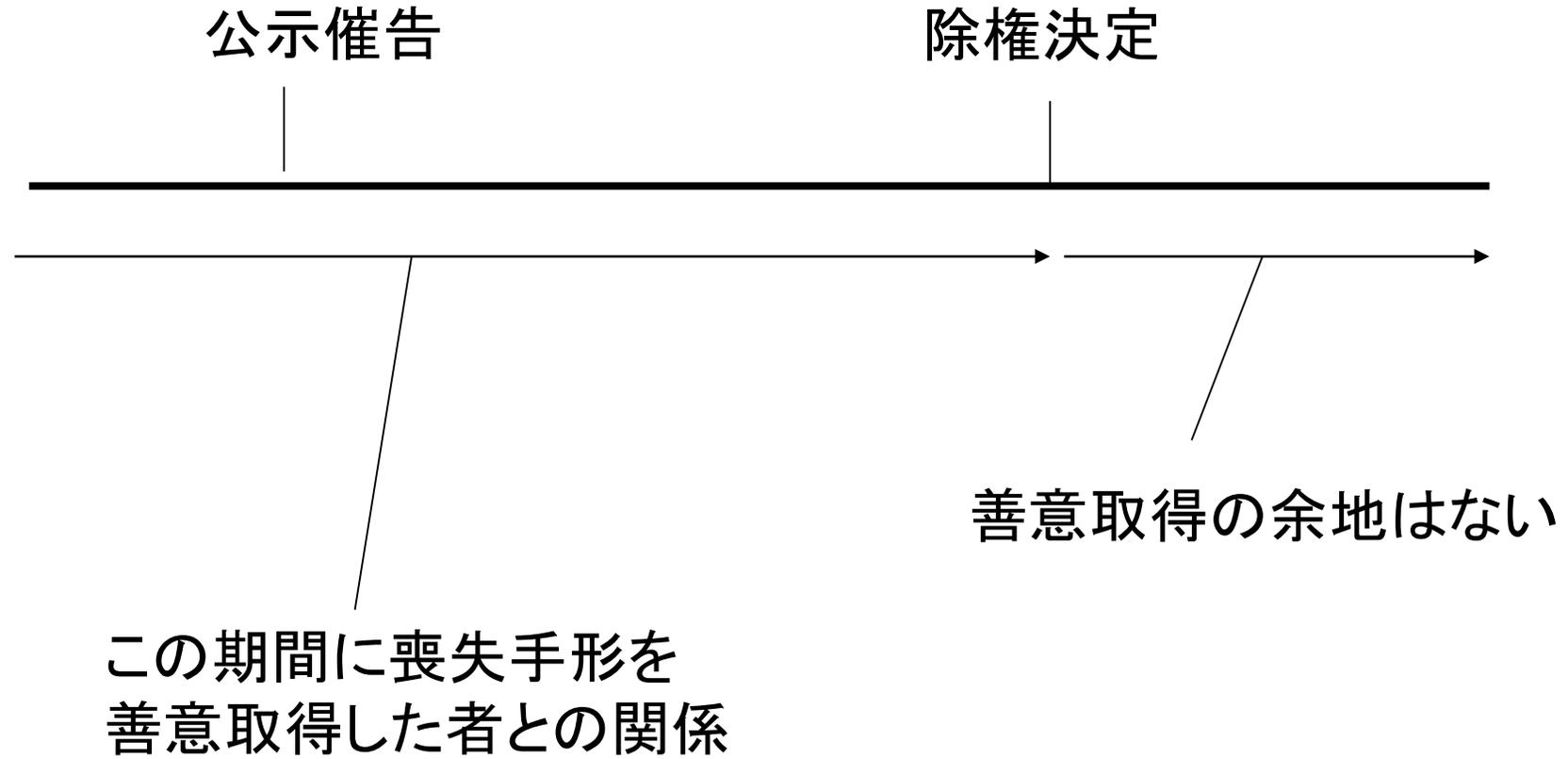
裁判上の請求→不要（VI-29）

裁判外の催告→？

# 最判昭和38年1月30日民集17卷1号99頁

- 「元来消滅時効の制度は権利の上に眠れる者は保護されないとするところにあるのであるが、請求の一種である催告を時効中断の事由とした所以のものは、催告をした権利者は最早権利の上に眠れるものではなく、これにより権利行使の意思が客観的に表現されているが故に外ならない。そして催告による時効中断の効力は六ヶ月内に更に裁判上の請求その他の強力な時効中断の手続を採るに非ざれば時効中断の効力を生じない(民法一五三条)予備的な暫定的なものに過ぎないものである点をも考慮するときは、時効中断の事由としての催告は、債権者の当該債権についての催告の意思通知が債務者に到達するを以つて足り、必ずしもこれによつて債務者を遅滞の責に任せしめる効力を有するものと同一であることを要しないものと解すべきである。
- 手形は流通証券であるから手形債権につき債務者を遅滞に付するための請求には手形の呈示を伴うことが必要であるが(商法五一七条、手形法三八条、七七条一項三号参照)、単に時効中断のための催告については、催告の意義が前記の如き趣旨のものである以上、必ずしも手形の呈示を伴う請求であることを必要としないものと解すべきである。これを取引の実情から言つても単に手形の時効中断のための請求にまで常に債務者に手形を現実に呈示しなければならぬとする必要以上に手形債権者に不便を強いるものであつて取引の実情に副わないものである。」

# 除権決定と善意取得者



# 白地手形と消滅時効(1)

## ●満期日以外が白地の場合

最判昭和45年11月11日民集24巻12号1876頁

「振出日白地の約束手形における白地補充権は、これを行使することによつて、手形上の権利を完成させるにすぎないものであるから、その補充権が別個独立に時効によつて消滅するものというべきではなく、手形上の権利が消滅しないかぎりこれを行使しうるものと解すべきである。」

# 白地手形と消滅時効(2)

- 満期日白地の場合

最判昭和44年2月20日民集23巻2号427頁

「満期白地の手形の補充権の消滅時効については、商法五二二条の規定が準用され、右補充権は、これを行使すべきときから五年の経過によつて、時効により消滅すると解すべき」である

- 満期日とその他の記載事項が白地、その後満期日を補充

最判平成5年7月20日民集47巻7号4652頁

# 白地手形の要件

- 【設例】

- 1. 甲は乙に依頼され、請負工事の代金の支払いのために約束手形を振り出した。最終的な代金が未確定であるため、金額欄を白地にして、代金額が確定しただいそれを埋めてもらいたいという趣旨で乙に交付した。乙は、約束に反して代金額を数倍上回る金額欄を埋めた上で、第三者丙に裏書譲渡した。丙が甲に手形金を請求した。
- 2. 甲は金融を受けるために、金融業者乙に手形の割引相手を捜すように依頼し、約束手形用紙に署名し、金額、振出日などを記入し、受取人欄だけを白地にして、乙に交付した。その際、相手が見つかった場合は必ず手形を甲のもとに持ち帰り、甲自身が空欄を埋める旨が確認されていた。ところが結局割引相手は見つからなかったにも関わらず、乙は自分を受取人として記入した上で、丙に手形を裏書譲渡し、代金の着服してしまった。丙が甲に手形金を請求した(最判昭和31年7月20日民集10巻8号1022頁(VI-19)に似たケース)。
- 3. 甲は代金支払いのため乙に約束手形を振り出そうと考え、手形用紙に署名した上で、金額、振出日等の要件を記入したが、受取人欄等若干の要件を記入する前に来客があったため、30分ほど席をはずした。帰ってみると、作成中の約束手形は消失していた。その後、何者かによって白地の要件は埋められ、裏書譲渡を受けたと称する第三者丙が手形金を請求してきた。